

HR Climbers人材紹介契約書

xxxx株式会社(以下「甲」という。)と株式会社NALU(以下「乙」という。)は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対して、次の各号に定める業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙は受託した業務を専門的かつ効果的な方法で実施する。

1. 甲の求人について、適切な候補者の紹介
2. 人材計画の立案・遂行に関する助言
3. 1および2に付随する業務

第2条(紹介の依頼)

甲は、乙に対して、雇用契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これらに準ずる契約(以下「雇用契約等」という。)の締結を希望する人材の条件(雇用契約締結のあつせんの場合は職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を含む。以下、これらを総称して「紹介条件」という。)ごとに、紹介条件を明示する文書(以下「求人票等」という。)を書面又は電子メールで通知して人材の紹介を依頼する。

第3条(紹介の内容)

1. 乙は、紹介条件に適合する可能性のある人材(以下「候補者」という。)のうち、甲と雇用契約等を締結する意思があり、かつ、甲の社風等紹介条件以外の条件も加味して適切と判断した候補者を、甲に対して紹介する。
2. 甲は、乙が前項の紹介に先立ち、甲から受領した紹介条件及び求人票等その他甲から提供された情報に基づき、甲から掲載不可の指示を受領していない且つ自らが適当と認める情報を、第1条の目的を達成する限度で、自ら又は第三者が設ける各種媒体に掲載する場合があることにつき、あらかじめこれを承諾する。

第4条(取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲)

1. 乙の取扱業務範囲は、厚生労働省による区分で言うところの専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、営業・販売的職業、等を中心とする“全職種”である。(ただし、港湾運送業務、建設現場での業務(作業員)、この2つの職種のみは、職業安定法上の規定により、紹介をしないものとする。)
2. 取扱地域は全国とする。

第5条(選考)

1. 甲は、乙が第3条により紹介した候補者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において当該候補者と雇用契約等を締結する。なお、乙は適宜必要な支援を甲に対して行うものとする。
2. 甲は前項に基づき候補者と雇用契約等を締結することを決定した場合、乙に対して、雇用契約等を締結することを決定した事実を確認する書面又はこれにかわる文書(以下「契約締結確認書」)を書面又は電子メールで交付することとする。

第6条(甲の義務)

1. 甲は、乙が紹介した候補者について、当該候補者の紹介時点から1年間につき、当該候補者の選考が終了した後も、原則として乙に通知をすることなく、候補者と直接連絡をとり、又は候補者と雇用契約並びに業務委託契約等を締結してはならない。なお、候補者と直接連絡を取らざるを得なかった場合、遅滞なく乙に通知するものとする。
2. 甲は、乙が紹介した候補者について、当該候補者の紹介時点から1年間につき、他の手段により応募があった場合においても、本契約第8条に定める人材紹介手数料等の対象となることに同意する。

第7条(契約条件の確認)

甲は、第5条第1項に基づき候補者と雇用契約等を締結することを決定した場合には、当該候補者に対して、契約条件を記した書面(雇用契約締結の場合は労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面をいう。)を甲の責任において交付し、甲および当該候補者との間で雇用契約等を締結するものとする。

第8条(人材紹介手数料)

1. 本業務遂行の対価である人材紹介手数料は、乙の人材紹介を通じて甲が候補者を従業員として採用すること又は候補者に対して業務委託等を行うことを決定(以下総称して「採用等」という。)し、かつ、当該候補者が入社し又は業務委託等に係る委託業務を開始又は更新(以下総称して「入社等」という。)したときに発生するものとする。
2. 甲は、候補者が入社等したときは、乙に対し、直ちに、書面又は電子メール等により、その旨及び候補者に係る採用条件(本条第4項に規定する理論年収の算定基礎となる金額等を含む。)を通知するものとする。なお、甲が、候補者に対して業務委託等を行うことを決定した後に当該候補者を従業員として採用する場合も同様とする。
3. 人材紹介手数料は、候補者の理論年収の40%に相当する額(税別)とする。なお、別途甲と乙との間で人材紹介手数料の額又は算定方法を定めた場合には、当該額又は当該算定方法により算定した額を人材紹介手数料とする。
4. 本契約における「理論年収」とは、次の各号に定める場合に従って、当該各号の定めに従い算出される金額とする。
 - (1) 従業員として採用し、かつ、月給制の場合
月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与額(前年度実績がない場合は想定支給賞与額、以下同じ)＋入社に関連して候補者に支払われる金額。なお、「月額固定給」とは「基本給＋役職手当＋住宅手当等その他毎月固定で支払われる諸手当」をいい、通勤交通費及び時間外・休日深夜労働手当は含まないものとする。
 - (2) 従業員として採用し、かつ、年俸制の場合
年俸額＋前年度実績賞与額＋入社に関連して候補者に支払われる金額
 - (3) 従業員として採用し、かつ、前二号以外の場合
他の各号の規定を踏まえ、別途甲と乙が協議の上決定する金額
 - (4) 業務委託等をし、かつ、月毎に報酬が定められる場合
月額の報酬(税込)×契約月数(入社が決まってから12ヶ月のうちに合意された契約月数の合計をいい、3ヶ月未満は3ヶ月と換算し、契約期間が12ヶ月を超える場合は12ヶ月とする。)
 - (5) 業務委託等をし、かつ、年毎に報酬が定められる場合
年額の報酬(税込)
 - (6) 業務委託等をし、かつ、前二号以外の場合
他の各号の規定を踏まえ、別途甲と乙が協議の上決定する金額
5. 第3項及び第4項の定めにかかわらず、次の各号に定める場合には、当該各号に定める額を人材紹介手数料(以下「最低人材紹介手数料」という。)とする。ただし、別途甲と乙との間で最低人材紹介手数料を下回る額を人材紹介手数料として定めた場合には、当該額を人材紹介手数料とする。
 - (1) 候補者を従業員として採用する場合であって、第3項の規定により算定された人材紹介手数料が1,500,000円(税別)を下回るとき
1,500,000円(税別)
 - (2) 候補者に対して業務委託等する場合であって、前項(4)(5)の規定により算定された人材紹介手数料が1,000,000円(税別)を下回るとき
1,000,000円(税別)
6. 第3項及び前項の定めにかかわらず、甲が候補者に対する業務委託等の終了後1年以内に当該候補者を従業員として採用した場合であって、当該候補者を従業員として採用する場合の人材紹介手数料

料が業務委託等の際に発生した人材紹介手数料を上回る場合、上記業務委託等の際に発生した人材紹介手数料と、従業員としての採用時に発生すべき人材紹介手数料との差額を支払うものとする。

7. 乙は、第2項による通知を受けて、候補者の入社等を確認した後、速やかに人材紹介手数料を算定のうえ甲に対して請求書を送付するものとする。甲は、候補者の入社日又は委託業務開始又は更新日（以下総称して「入社日等」という。）の属する月の末日もしくは翌月末までに、乙の指定する銀行口座へ振り込む方法により、人材紹介手数料を支払うものとする。なお、当該振込にかかる手数料は、甲の負担とする。
8. 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、採用等が行われたのち入社等の前であっても、双方協議のうえ、当該採用等に係る人材紹介手数料を発生させることができる。この場合、第2項に係る手続は当該協議時点で明らかになっている採用条件に照らして行うこととし、前項に係る手続の詳細についても、甲乙間の協議で詳細を定めることができる。

第9条(返還規定)

1. 前条に定める人材紹介手数料については、候補者の自己都合による自主退職及び業務委託等の契約終了（期間満了その他候補者の自己都合以外での契約終了は含まない。以下「自主退職等」という。）をした場合は、入社日等から退職日又は契約終了日（以下「自主退職日等」という。）までの期間に応じて、乙は、甲に対し、次の各号に定める場合に、それぞれ当該各号に定める金員を返還するものとする。なお、自主退職日等までの期間が入社日等の後3ヶ月以上である場合には、乙は、甲に対し、一切の金員を返還する義務を負わないものとする。
 - (1) 自主退職日等までの期間が入社日等から1ヶ月以下である場合人材紹介手数料の80%に相当する額
 - (2) 自主退職日等までの期間が入社日等から1ヶ月超2ヶ月以下である場合人材紹介手数料の50%に相当する額
 - (3) 自主退職日等までの期間が入社日等から2ヶ月超3ヶ月以下である場合人材紹介手数料の20%に相当する額
2. 甲は、前項に基づく人材紹介手数料の返還を請求する場合には、乙に対し、自主退職日等の属する月の末日までに乙の定める所定の方法により請求するものとする。乙は、当該請求を受けた月の翌月末までに、甲の指定する銀行口座へ振り込む方法により、前項に基づく人材紹介手数料の返還を行うものとする。なお、当該振込にかかる手数料は、乙の負担とする。
3. 乙は、自主退職等に関して、甲及び候補者に対して質問を發し、かつ、報告を求めることができるものとし、甲は合理的な範囲でこれに協力するものとする。

第10条(個人情報の取扱い)

乙は、候補者の事前の承諾を得た範囲で候補者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を甲に対して提供するものとする。但し、候補者の病歴などの個人情報については、当該候補者から別途明示的な承諾を得ない限り、乙は甲に対して提供しないものとする。

第11条(候補者への提供)

乙は、求人票等のほか、甲が候補者に対して提供することを同意した情報について候補者に提供できるものとする。但し、乙が独自に入手した情報については甲の同意を得ることなく候補者に提供することができない。

第12条(機密保持義務)

1. 甲及び乙は、相手方から秘密である旨書面若しくは口頭により明示されて受領し又は開示を受けた情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本業務に従事する甲及び乙の従業員又は役員に使用させる必要がある場合を除き、機密情報を第三者

- に開示してはならないものとする。
2. 前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらぬものとする。
 - (1) 受領時に、既に公知であったもの
 - (2) 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (3) 開示の時、受領者が既に保有していたもの
 - (4) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (5) 機密情報を使用することなく受領者が独自に知り得たもの
 3. 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要ときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。また、複製・改変した情報についても秘密情報として取り扱うものとする。
 4. 本条の機密保持義務は、本契約の終了後2年間存続するものとする。

第13条(禁止事項)

甲は、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはならないものとする。

1. 労働基準法、職業安定法、個人情報保護法その他の法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為、又はそのおそれのある行為
2. 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
3. 相手方又は候補者に対し、虚偽、不完全、不正確な情報を提供し、又は虚偽の事実を申告する行為
4. 候補者等に協力を促す方法その他の方法により採用等又は入社等の事実について、隠蔽し又は虚偽の報告を行う行為
5. 実際に採用内定承諾者との間で合意した内定条件とは異なる虚偽の内定通知書を発送する 方法その他の方法により採用条件を隠蔽する行為
6. 実際に業務委託決定者との間で合意した契約条件とは異なる虚偽の契約書を発送する方法 その他の方法により契約条件を隠蔽する行為
7. 自己以外の法人その他の団体に就職した採用内定承諾者に対する退職の勧誘、働きかけ、若しくは引き抜き行為又はこれらの行為を自己の子会社(会社法第2条第3号に定義される「子会社」をいう。以下同様。)によって行わせる行為
8. 候補者等との面接等の予定を正当な理由なく反故にする行為、その他候補者に対する不誠実な行為
9. 候補者等に対し、直接的又は間接的に金品の授受を要求する行為

第14条(保証の否認及び免責)

1. 乙は、本業務による甲と候補者との雇用契約又は業務委託契約等の成立を保証するもので はなく、候補者が当該契約を締結しなかった場合であっても、乙は甲に対し一切の責任を負わないものとする。
2. 乙は、本業務の実施に当たって甲に候補者に関する情報を提供する場合、候補者から提供を受けた情報(候補者が甲に提供することを同意した情報に限る。)を現状有姿にて提供すれば足りるものとし、乙はかかる情報の正確性又は網羅性を保証するものではない。
3. 乙は、甲の採用等の判断に影響を及ぼす可能性のある候補者に関する情報を取得した場合 であっても、当該情報が候補者の機微情報等に該当する場合には、これを甲に開示しないことがあり、甲は、採用等の判断に当たり必要な候補者に関する情報を自己の責任と負担において確認するものとし、乙は、乙による情報提供の有無又は提供された情報の正確性、網羅性等に関して一切責任を負わないものとする。

第15条(著作物等の利用許諾)

1. 甲は、乙に対し、本業務の実施に必要な範囲において、本業務のために乙に提供した企業ロゴ、写真、画像、文書その他の著作物及び甲の商号等の使用を無償で許諾するものとする。
2. 甲は、乙に対し、乙の当該サービスにおけるサービス導入実績企業として甲の企業ロゴの著作物及び甲の商号等の使用について本契約を事前承諾とし、無償で掲載する事を許諾するものとする。
3. 乙は、前項により許諾の対象となったものが第三者の権利を侵害しないように掲載し、当該保証に反して甲又は第三者に損害を与えた場合には、協議の上その責任を負うものとする。

第16条(損害賠償)

甲及び乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。

第17条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。なお、甲又は乙が本契約を期間満了時において契約を終了する旨を通知しない限り、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。但し、本契約の有効期間内に甲又は乙が相手方に対し1ヶ月の予告期間を定めて契約終了の通知した場合は、予告期間の満了時に本契約は終了する。

2. 前項の場合、候補者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更され、又は本契約が終了した場合であっても、当該候補者については紹介時における契約条件が適用されるものとする。

第18条(解除)

1. 甲及び乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内に、その義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、その相手方が以下に掲げる各号の何れかの事由に該当したときは、何らの通知催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又はこれに類する事態が生じたとき
 - (2) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
 - (3) 第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき
 - (4) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続(本契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき
 - (5) 合併によらずして解散したとき
 - (6) 第19条第1項において表明した事実が真実と違反したとき、もしくは同条第1項において確約した事項に違反したとき、又は同条第2項において確約した事項に違反したとき
 - (7) 乙が有料職業紹介事業の許可を失ったとき
 - (8) 乙が職業安定法上の重要な義務に違反したとき
 - (9) 問い合わせに対し、合理的な理由を示すことなく、5営業日以上にわたり回答がない場合その他音信不通となったとき
 - (10) その他、本業務の遂行が困難になるおそれのある客観的に相当の事由が生じたとき

第19条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説・偽計・威力を用いて会社の信用を棄損し又は会社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

第20条(権利譲渡等の禁止)

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位又は本契約により生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとする。
2. 乙が本業務にかかる事業を第三者に譲渡し、又は乙が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会社分割等により本業務にかかる事業を包括承継させたときは、乙は、当該事業譲渡等に伴い、本業務に関する本契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他の甲に関する情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、甲は、あらかじめこれに同意するものとする。

第21条(勧誘の制限等)

甲は、乙の紹介又は情報提供後1年以内は、乙の事前の書面による承諾なしに、次の各号に定めることを

行ってはならないものとする。ただし、乙の情報提供によらない場合、又は当該候補者が乙に就業支援依頼をしている事実を知り得ない場合は、この限りではない。

- 1. 乙が情報提供をした候補者について、直接又は間接を問わず、当該候補者が就業する法人 その他の団体を退職等することを勧奨すること
- 2. 本業務に基づかずに甲又は甲のグループ会社との間で当該候補者が雇用関係又は業務委託関係に入ることを勧誘すること
- 3. 本業務に基づかずに甲又は甲のグループ会社で雇用又は業務委託等すること

第22条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定及び慣習に従うほか、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第23条(合意管轄)

本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲および乙は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

本書を電磁的に作成し、両当事者記名押印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管する。

2025年 x月 xx日

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

甲 XXXXXXXXXXXXX株式会社

XXXXXX XXXXXXXXXXXXX

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-7-1

オーシャンゲートみなとみらい WeWork 8F

乙 株式会社NALU

代表取締役 木元 豪